

実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイドの一部改正（案）に対する意見募集の結果について

平成29年11月29日  
原子力規制委員会

実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイドの一部改正（案）について、意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

- 意見募集の期間 : 平成29年10月19日～平成29年11月17日
- 意見募集の方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 意見募集の対象 : 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイドの一部改正（案）

2. お寄せいただいた御意見

- 御意見数 : 2件
- 御意見に対する考え方 : 別紙のとおり

以上



実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイドの一部改正（案）  
についての御意見とそれに関する考え方

No.	御意見等（原文）	考え方
1	<p>今回、直接的なパブコメの対象とはなっていないが、10月4日の規制委員会の資料1-5では、「(4) 全交流動力電源喪失を想定した事故シーケンスグループの分割」についても言及されている。</p> <p>当該項目については、9月27日の規制委員会において、審査を実際に担当された更田委員長から、「ある意味、基準を超える部分かもしれないというか、基準を超えるのだろうか」と解釈され得る「これは基準適合を超えるものというふうに位置付けていただいても結構です」との発言がなされている。</p> <p>当該規制については、設備対策に係る個別の規制要求からは抽出されない規制要求であり、委員長の発言は正しいものと考えますが、それと異なる形でパブコメ対象から除外された理由を確認したい。</p>	<p>10月4日の第41回原子力規制委員会において了承された方針（資料1-5）に記載したとおり、全交流動力電源喪失を想定した事故シーケンスグループの分割については、現行の規制基準が要求している有効性評価に係る要求を超えるものではないため、規制基準を改正する必要はないと考えています。</p>
2	<p>1. 性能規定について</p> <p>規制基準は仕様規定と限定（規定）するのではなく、判断基準を満足する性能規定とするべきと考えます。これにより、産業界はプラントの総合的な設計自由度を持ち、自主的かつ継続的な安全性向上活動を展開できると考えます。</p> <p>審査ガイド3.2.3(1)c.(b)の格納容器代替循環冷却系の設置要求は仕様規定ではなく性能規定とすべきと考えます。該当部分を以下の『』に示します。</p> <p>【3.2.3(1) 格納容器破損モードの主要解析条件等】</p>	<p>改正案にあるとおり「対策例」として具体の設備を例示しているだけですので、原案のとおりとします。</p>

	<p>(1) 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. 対策例</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 『格納容器代替循環冷却系』、格納容器圧力逃がし装置又は格納容器 再循環ユニット</p>	
--	--	--